

# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

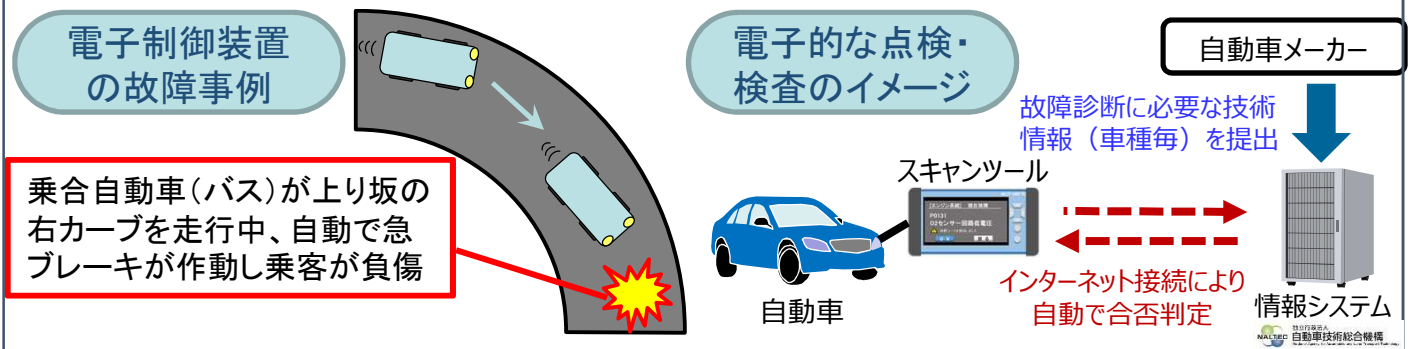
令和3年10月1日より

## 概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

## 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



## よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



# 令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (OSS)1,400円
	小型自動車	(OSS)1,000円	-	(OSS)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (OSS)1,000円	-	1,200円 (OSS)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (OSS)1,400円
	小型自動車	(OSS)1,000円	-	(OSS)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (OSS)1,000円	-	1,200円 (OSS)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

# 技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

## 1. 登録車

### ① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済<sup>※1</sup>によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



### ② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 窓口において自動車審査証紙<sup>※2</sup>によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



## 2. 軽自動車

### ① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済<sup>※3</sup>によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



### ② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 現行の検査手数料と同様、窓口において現金<sup>※4</sup>でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

プレスリリース  
令和2年12月15日



－ 審査事務規程の一部改正について（第33次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
  - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72の2、7-72の2、8-72の2]
  - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
  - 長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない最高速度60km/h以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第6章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を40km/hとすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。  
また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
  - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添10]
2. 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添2]
  - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
4. 施行は令和2年12月15日（ただし、2.の改正については令和3年4月1日より義務づけ）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。  
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先  
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
電話 03-5363-3441（代表）  
FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程の一部改正について（第34次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

◆ 押印等の廃止に伴う見直し等

政府の規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」とされているところであり、この政府方針を踏まえ、各種届出書の様式で規定している押印又は署名を廃止します。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）について一部改正を行います。

・別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【新規追加する試験項目（21項目）】

(1)	TRIAS 32-R053-01	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）
(2)	TRIAS 32-R149-01	照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯））
(3)	TRIAS 33-R149-01	照射灯火試験（協定規則第149号（前部霧灯））
(4)	TRIAS 33(2)-R149-01	照射灯火試験（協定規則第149号（側方照射灯））
(5)	TRIAS 33(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時側方照射灯））
(6)	TRIAS 34-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（車幅灯））
(7)	TRIAS 34(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（前部上側端灯））
(8)	TRIAS 34(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（昼間走行灯））
(9)	TRIAS 35(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（側方灯））
(10)	TRIAS 36-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（番号灯））
(11)	TRIAS 37-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（尾灯））
(12)	TRIAS 37(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後部霧灯））
(13)	TRIAS 37(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（駐車灯））
(14)	TRIAS 37(4)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後部上側端灯））
(15)	TRIAS 38(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第150号（大型後部反射器））
(16)	TRIAS 39-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（制動灯））
(17)	TRIAS 39(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（補助制動灯））
(18)	TRIAS 40-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（後退灯））
(19)	TRIAS 41-R148-01	信号灯火試験（協定規則第148号（方向指示器））
(20)	TRIAS 43(4)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第150号（停止表示器材））
(21)	TRIAS 48-R157-01	自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

## 【一部改正する試験項目（10項目）】

- |      |                      |                            |
|------|----------------------|----------------------------|
| (22) | TRIAS 08-003(1)-02   | 燃料消費率試験（重量車（2025年度燃費基準対応）） |
| (23) | TRIAS 11-R079-03     | かじ取装置試験（協定規則第79号）          |
| (24) | TRIAS 11-J008R062-01 | 二輪自動車等の施錠装置試験              |
| (25) | TRIAS 12-R078-04     | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）      |
| (26) | TRIAS 18-R026-02     | 外部突起試験（協定規則第26号）           |
| (27) | TRIAS 30-R051-01     | 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号）     |
| (28) | TRIAS 31-J041(4)-03  | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDCモード）    |
| (29) | TRIAS 43(8)-R144-01  | 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第144号）    |
| (30) | TRIAS 43(9)-R151-01  | 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号）      |
| (31) | TRIAS 44-R046(2)-02  | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第46号） |

・その他、所要の改正を行います。

**2. 関係する省令等**

## 【省令】

- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和元年10月15日国土交通省令第40号）〔(2)～(20)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和2年9月25日国土交通省令第78号）〔(1)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和2年12月25日国土交通省令第100号）〔(21)関係〕

## 【告示】

- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年10月16日国土交通省告示第1175号）〔(28)関係〕
- ・自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示（平成31年3月29日国土交通省告示第464号）〔(22)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年10月15日国土交通省告示第714号）〔(2)～(20)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年9月25日国土交通省告示第1021号）〔(1)、(23)、(24)、(26)、(27)、(29)、(30)、(31)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）〔(21)、(23)、(25)関係〕

**3. 施行日（予定）**

1. (1) 関係：令和2年12月25日
1. (2) 中(21)、(23)、(25)以外：改正省令・告示の公布日（令和2年12月25日）
1. (2) 中(21)、(23)、(25)関係：改正省令・告示の施行日（令和3年1月22日）

プレスリリース  
令和 3 年 3 月 29 日



## － 審査事務規程の一部改正について（第 35 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

### 1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
  - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.5t から 3.5t 以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
  - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
  - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.8t から 3.5t 以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
  - 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 153 号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
  - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第 9 章「テスタ等による機能維持確認」に集約
  - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第 9 章]

- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化について [別添 3]
  - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
  - WVTA ラベル等の審査の厳格化
  - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
  - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化
  
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

## 2. 自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 自動車の型式の指定等に係る審査時試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]
  
- ② 外国の試験機関について、（TÜV NORD（ドイツ）、UTAC（フランス））等の試験項目の指定の追加等に伴う改正 [別表 2]
  
- ③ その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先  
 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル  
 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
 電話 03-5363-3441（代表）  
 FAX 03-5363-3347



## 新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号 様式（その2））が変わります。  
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
- ③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

### ■新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn0000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年12月15日

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和3年4月8日

## 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めるとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

### ■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和4年3月31日

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

## ～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあつては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあつては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であつて積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
    - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあつては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があつた場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。